

Title	大江守之・岡部光明・梅垣理郎編『総合政策学：問題発見・解決の方法と実践』： 慶應義塾大学出版会刊(2006年)
Sub Title	Defining policy innovation, edited by Moriyuki Oe, Mitsuaki Okabe, Michio Umegaki, Keio University Press, 2006
Author	藤原, 道夫(Fujiwara, Michio)
Publisher	慶應義塾大学湘南藤沢学会
Publication year	2007
Jtitle	Keio SFC journal Vol.7, No.1 (2007. ) ,p.138- 140
JaLC DOI	10.14991/003.00070001-0138
Abstract	
Notes	総合政策学特別号 書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=0402-0701-0900">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=0402-0701-0900</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評

大江守之・岡部光明・梅垣理郎編

『総合政策学—問題発見・解決の方法と実践—』

慶應義塾大学出版会 刊 (2006年)

*Defining Policy Innovation*

Edited by Moriyuki Oe, Mitsuaki Okabe, Michio Umegaki, Keio University Press, 2006

藤原 道夫

南山大学総合政策学部学部長・教授

Michio Fujiwara

Dean, Professor, Faculty of Policy Studies, Nanzan University

1 「総合政策学」の定義の必要性

1990年に慶應義塾大学総合政策学部ができてから、「総合政策学」あるいは「総合政策論」という用語は広く用いられてくるようになった。しかし、その中身については問題発見・解決に力点がおかれているという共通点はあるものの、各論者あるいは大学ごとに別々の用いられ方をしていた。

総合政策学部という組織で教育・研究に携わっている人びとの間にも、いくつもの違う考え方が存在している。一つは教育と研究とを分ける考え方である。総合政策学部における学部教育の体系や方法は存在しえても、総合政策学部における研究は存在しえない。研究は、伝統的な学問分野の中でその作法にしたがっておこなわれるべきだという考え方が存在するだろう。このような考え方に基づいた場合に、大学院での教育・研究というミッションに直面したときに大きな問題をかかえることになる。つまり、教育・研究が高度化すればするほど、総合政策が従来の学問領域に分解されていくとするならば、総合

政策系の大学院には存在意義がないことになってしまふからである。

このような理由で大学院を設置するときに、「総合政策学」を、それぞれ定義する必要に迫られる。さて、新しい学問領域を定義する場合には二つの方法があるだろう。まず、実態から見て次のような外延についての定義が可能ならばである。つまり、「現代社会において、国際、公共、環境、情報などの側面からますます問題発見・解決の必要性が高まっている。さまざまな学問領域からこの問題発見・解決の必要性を認識して共通の問題について取り組もうとデータを収集し、分析し、解決策を提言することが総合政策論(学)である」。

上記のような定義は総合政策学部で教育・研究している人びとの外延的属性にしかふれていない。学問領域としての総合政策学の中身には入り込んでいない。本書は、「総合政策学」を定義し、その総合政策学の展開の実例を示したという意味で非常に重要な試みである。

## 2 本書の構成

「第1部 総合政策学の確立に向けて」は、本書の中核的な部分であるといえる。2章からなるこの第1部の中で、岡部氏は従来の政策学と総合政策学との対比を行い、総合政策学が従来の政策学とは異なることを指摘している(pp.36-38)。また、同氏は総合政策学が従来の社会科学とも異なることを主張する(p.83)。総合政策学の特徴は、社会的実践と問題解決が出発点であるということにある。個別ディシプリンは利用可能性のある限りにおいて重要であり、ディシプリンとしてのアイデンティティは重視されないとされている。

広範囲の研究者が参加する研究プロジェクトでは、上記のような考え方が有効であることには、異論はない。しかし、個別の研究者を前提にした場合には個別ディシプリンのアイデンティティの重要性が低くなることはないと考えられる。自分自身が所属している個別ディシプリンから「総合政策学」を概観する道は残されていないのだろうか。総合政策学がいままで学問と違うことを強調すると、社会科学が蓄積してきた方法論自体を失うことになるのではなかろうか。たとえば、総合政策学の一部として「仮説検定型」の研究を行うこともあるだろう。社会科学の蓄積としては、その研究が「仮説検定型」なのか「仮説形成型」なのかを明確にし、それぞれの目的にあった方法論を採用するというメソドロジーの明確化の手続きがある。大量観察、事例研究、参与観察、歴史研究など採用される方法は多岐にわたる。「実践」を強調しすぎるとこの適切なメソドロジーを選択するという方法論の重要性を過小評価してしまうことになりかねない。

ここで一つ問題提起をしておきたいことは、「総合政策学」がディシプリンであるためには何が必要かという視点からの議論もありうるのではないかとことである。どのような個別ディシプリンに基づくにしても共有しなければならない「概念枠組み」の明示がその一つである。問題解決につながるプロセスを意識化して、既存の社会科学の方法論をあてはめていくことも可能なのではないかという思いが

あるが、これは私自身の課題である。問題の発見から解決までは、一連の関連しあったプロセスであり、同時に、市場、技術、政治などの環境の中でアクターが相互作用をするプロセスでもある。プロセスであるので、当初の予測どおりにアクターが行動するとは限らないし、またアクター間の相互作用の結果として、予測しない結果も生じる。その多くをフォローして政策を調整していく。たしかに、従来の社会科学では、プロセス研究に対するメソドロジーが十分だとはいえない。プロセスを考究しようとした場合には、洗練された手法は使えずに綿密な記述的な事例研究の方法をとることが多かった。

「第2部 総合政策学の基本的諸側面」においては、國領氏、梅垣氏、大江氏と平高氏が総合政策学のキーワードになるネットワーク、ヒューマンセキュリティ、中間組織について議論を展開している。國領氏はネットワークや新事業インキュベーションによって、「知る」研究から「創る」研究へと変化していく可能性について言及している(pp.121-124)。「創る」研究の持つ意味を否定することはできない。筆者が考えるのは、「創る」場合であっても、もちろんまず試行錯誤から始まるのであろうが、徐々に、「創る」作法が明確になってくるのではないかということである。つまり、「創る」ことについて「知る」のではないだろうか。先行事例から、どのような条件下ではどのような手段がどの程度に有効かということを知ったうえで、行動計画を立てて、そのプロセスでフィードバックを行いながら、創っていくのではないかと考える。つまり、「創る」過程においても、「知る」過程が並行しているのではないだろうか。

梅垣氏はヒューマンセキュリティについて、「観察対象との距離を克服するという意味での現場への参加」(p.151)を指摘する。参加する学問として、総合政策学が果たすべき役割について論じている。研究者としての側面と実践者としての側面とが重なることが多い領域であることも指摘されている。利益が相反しない限り、研究者と実践者との側面が重なることには問題はないと思われる。重要な点は、観察対象との距離を克服することが観察対象と自己とを同一化することにならないようにすること

だと考える。問題解決だけが目的ではなく、その状況を「客観的」に他者に伝達できることが研究者としての使命である。近代化の時代に、「貧困研究」に携わった数々の研究者が同様の立場におかれたことを考えれば、自らの潜在的な価値観を明確にした上で取り組むべきことであると考えられる。

大江氏と平高氏はヒューマンセキュリティに係る問題解決実践について事例に基づいて議論を展開している。研究者(集団)の役割として、「対話の場をつくったり情報を提供したりという活動を通して、行政や市民、異なる分野の専門家など、さまざまな活動主体(アクター)をつなぐ」(p.178)ということを指摘している。両氏は、たとえば、高齢者グループリビングに意義を見出し、それを前進させることを課題としている。前進させる際に発生したさまざまな結果がなぜ発生したかを分析し、また促進要因と阻害要因とを整理していくことになる予想される。そういう意味では参与観察や事例研究と重なる部分があってもなんら問題はない。

「第3部 総合政策学の具体的展開」では、小島氏と巖氏、白井氏が、環境ガバナンスと総合政策学による開発援助政策について論じている。小島氏と巖氏は、総合政策学の「総合」とは、学問領域の総合、問題発見から解決までのプロセスの総合、そしてアクターの総合の3つの意味の総合であるとしている(pp.195 - 196)。そして、その事例として、クリーン開発メカニズム(CDM)植林を取り上げている。

白井氏は、途上国への援助供与方法について概観した後、選定基準のあり方についてマクロ経済学と制度アプローチが融合している側面について議論する。そして、日本のODAのあり方について能動的な援助政策へ転換する必要性があるとの提言をしている。

### 3 本書の意義

本書は、文部科学省21世紀COEプログラムに採択された慶應義塾大学SFCの「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点—ヒューマンセキュリティの基盤的研究を通して—」という研究拠点の成果の一つである。総合政策学部で教育・研究をするもの

にとっては、一つの指針になる成果である。

所収されている論文のそれぞれが共通の「総合政策学」を、それぞれの研究分野において目指そうとしていることが明確であることに非常に好感を覚える。現時点での「総合政策学」を定義して、それに基づいて各分野での実証研究を積み重ねるといふ研究戦略を採用したものと推定できる。

慶應義塾大学における本書に示された成果は、方法論からその方法論に基づいた具体的展開までを含んでいるので、「総合政策学」についてさまざまな関係者を巻き込んで議論を広く展開する前提条件を整えたものとして高く評価できる。

